○農林水産省告示第七百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県刈田郡七ヶ宿町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び七ヶ宿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県府中市篠根町字行友一〇三五三の二、一〇三五五の二

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町長澤字アド一〇二の九、一〇二の一〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県高岡郡津野町芳生野字天狗瀧乙四九二二の三六、乙四九二二の三七

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県球磨郡五木村甲字竹ノ川四九〇一の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県八代市泉町葉木字葉木七〇の一三八から七〇の一四五まで（以上八筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県東温市河之内字カラカイ乙一六二五の二、乙一六三三、乙一六三四の二、字三本松乙一六三六の八、乙一六三六の六三、乙一六三六の六五、乙一六三六の七一、乙一六三六の一〇二、乙一六三六の一七四、乙一六三六の一七五、乙一六三六の一八二、乙一六三六の一八三、乙一六三六の一八五、乙一六三六の一八六、乙一六三六の一八八、乙一六三六の一八九、乙一六三六の一九一から乙一六三六の一九五まで、乙一六三六の一九九、乙一六三六の二〇五、乙一六三六の二〇六、乙一六三六の二〇八

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　指定理由の消滅

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県東温市河之内字大屋敷乙一五六八、字三本松乙一五七二の二五・乙一六二〇の一二一（以上二筆国有林）、乙一六二〇の一一九（次の図に示す部分に限る。）、乙一五七二の二六、乙一五七二の二七、乙一五七二の二九から乙一五七二の三一まで、乙一六二〇の一〇四、乙一六二〇の二一六、乙一六二〇の二一九、乙一六二〇の二二二、乙一六二〇の二二七、乙一六二〇の二三〇、乙一六二〇の二三二、乙一六二〇の二三四、乙一六二〇の二三六、乙一六二二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県西予市野村町大野ヶ原五八八の九、五八八の一〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県北秋田市阿仁幸屋渡字桁子沢二一の九・二七の三（以上二筆国有林。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県八女市星野村字熊山一五七七〇の四、字谷頭一五七七八の四、字岩花一七五一五の二、一七五一七の八、一七五一七の一〇、字後岩花一七五三四の二、一七五三六の二、字落合一七八〇四の三、一七八〇八の二、字藪川内一七八三九の二、字狸田の口一八一〇八の二、一八一一二の二、字狸穴一八一一四の三、一八一一六の二、字向へ一八二四一の二、一八二四二の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため

○農林水産省告示第七百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県うきは市浮羽町新川字上長山三七三の一・字平口坂五七五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市小田木町カキノソレ一九の一五・二〇の六（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・一九の一六・二〇の五（以上二筆国有林）、一九の三・二〇の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、ヨコテ三〇の一一（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）